

保険費用に関する積算上の取扱い

(一財)建築コスト管理システム研究所
研究部長

神尾 和明

1 はじめに

公共発注者が請負に付す工事の積算とは、「競争の目的となる建築物の仕様書、設計書等に基づき、各種数量を計算し、これに対応する単価を取引の実例価格、需要の状況を調査し、更に履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定め、これらの数量と単価の積和により工事費用を計算し、これに受注者の利益を含めた経費を加算し工事価格を予測計算すること。」であるといえる。

国等では、積算関係の基準を整備し、設計図書とこの基準等に基づいて積算が行われている。

本特集のテーマである「建設労働者に関する保険」の費用は、国等が発注する建築工事についてみると、直接工事費の単価及び価格並びに共通費を構成する費用である現場管理費にそれぞれ含ま

れている。

ここでは、国の積算体系及び保険費用に関する公共発注者の積算上の取扱いについて述べる。

2 国の積算基準類

国では、積算業務の合理化・効率化の観点から、工事価格の算定に必要な数量、単価及び共通費等の積算基準並びに内訳書及び見積書の標準書式を整備している。

これらの積算基準類は、平成15年度から国の「統一基準」として位置付けられている。

図1に統一された積算基準類を示す。

3 工事費の構成

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機

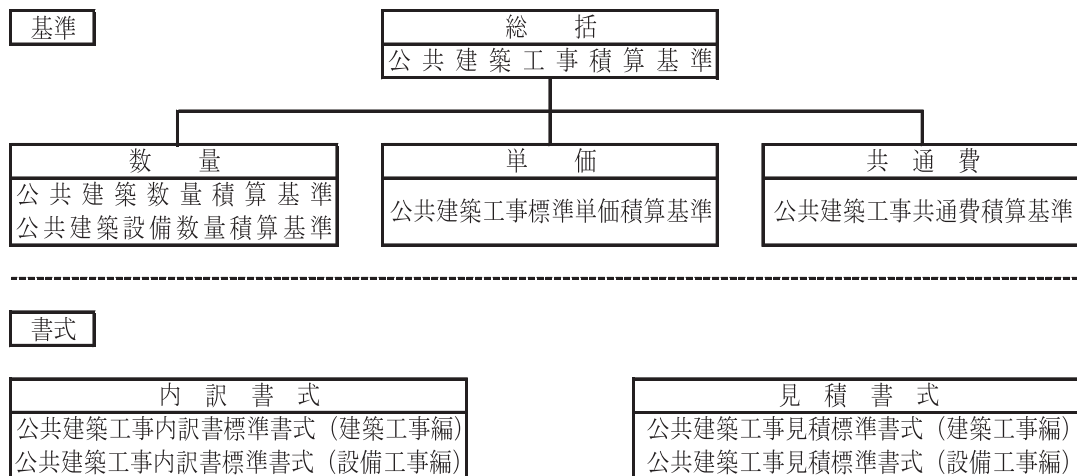


図1 統一された積算基準類

械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行うこととしている。

また、工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。

直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種別ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

図2に工事費の構成を示す。

4 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項によっている。

(1) 算定の方法

- イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
- ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

5 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次によっている。

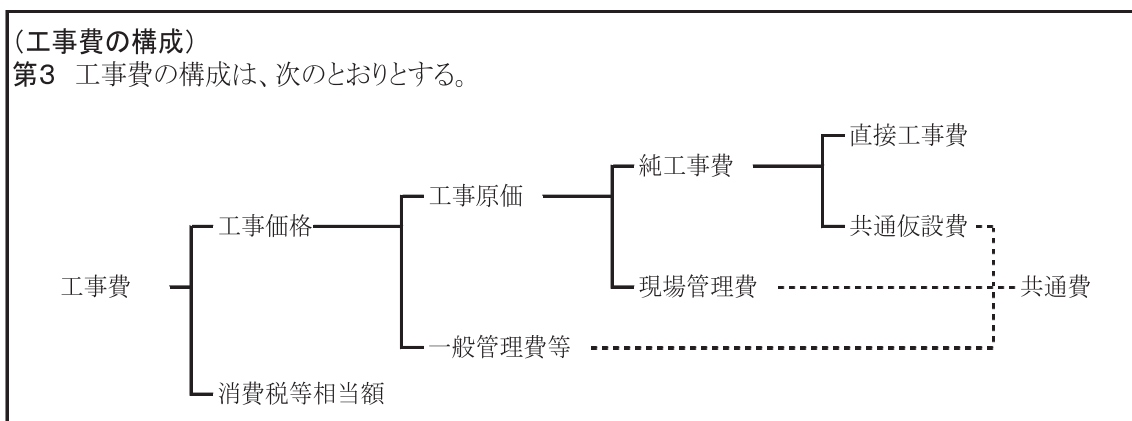
なお、以下の（2）から（4）の単価及び価格には、建設労働者の保険費用が含まれている。

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所



(「公共建築工事積算基準」より)

図2 工事費の構成

要量」という。)から構成される歩掛り^{*1}に、材料単価、労務単価、機械器具費及び仮設材費等を乗じて算定する。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」^{*2}による。なお、「公共建築工事標準単価積算基準」第2編～第4編に定める工種に適用する。

また、市場単価は、材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

(4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等^{*3}を参考に定める。

- ※1 歩掛り：歩掛りは、以下の項目により構成する。この歩掛りに基づく複合単価には、専門工事業者の保険費用等を含む。
(1) 材料、(2) 労務、(3) 機械器具、(4) その他
- ※2 「建築工事市場単価」：掲載単価には、専門工事業者の保険費用を含む。
- ※3 物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等：掲載価格又は見積価格等には、専門工事業者の保険費用等を含む。

6 共通費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用である（共通仮設費の項目及び内容は省略）。

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用であり、共通仮設

費以外の費用である。

現場管理費における建設労働者の保険費用は、「保険料」（法定外の労災保険）、「法定福利費」に含まれている（表1参照）。

また、一般管理費は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用であり、一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなる。

一般管理費の「法定福利費」は、受注企業の本店及び支店の従業員に関する保険料の事業主負担額である（表2参照）。

7 共通費の算定

共通仮設費の算定は省略。

現場管理費の算定は、表1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。通常、現場管理費は、純工事費に現場管理費率を乗じて算定し、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する（現場管理費率に含まれる内容は表1による。）。

一般管理費等の算定は、表2の内容と付加利益について、工事原価に対する比率（「以下「一般管理費等率」という。）により算定する。

なお、現行の共通仮設費率、現場管理費率及びその算定方法は、公共建築工事を対象とした実態調査により定めたものであり、平成23年4月に公表されている。

また、一般管理費等は、公共建築工事の受注実績のある建設企業を対象として、財務諸表等に関する実態調査を行い、その結果を基に一般管理費等率及び算定方法を定めたものであり、平成9年11月に公表された。現行の一般管理費等率は改定されてはいないが、「一般管理費等の算定」は、改定のうえ平成23年4月に公表されている。

表1 現場管理費の項目及び内容

表-2 現場管理費	
項目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当 施工図等作成費	現場従業員の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与 施工図等を外注した場合の費用
退職金 法定福利費	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料 健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に 基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞 等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、 工事写真代等の費用
通信交通費 補償費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対し て、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を 除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目 にも属さない費用

（「公共建築工事共通費積算基準」より）

表2 一般管理費の項目及び内容

表-3 一般管理費	
項目	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する報酬 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含 む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職金給与引当金繰入額及び 退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生 年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福 利厚生等に要する費用
維持修繕費 事務用品費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出 した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

（「公共建築工事共通費積算基準」より）